

NAGANO インターンシップ補助金 Q & A

1 補助対象者（大学生等）

Q 1. 在籍する大学の所在地や住んでいる場所に関わりなく、補助対象者になりますか。

A 1. 在籍する大学の所在地、在住している場所に関わりなく補助対象者になりますが、長野県の就活支援ポータルサイト「シューカツNAGANO」のメールマガジンに登録を行うことが要件になります。

Q 2. 職業訓練施設に在籍し、職業訓練を受けている場合は、補助対象になりますか。

A 2. 学校教育法第 1 条に定める学校以外の学校教育機関や職業訓練施設に在籍している場合も補助対象者となりますが、Q 1 の A 1 に示すメールマガジンに登録を行うことが要件になります。

Q 3. 学年や年齢の制限はありますか。

A 3. ありません。Q 1 の A 1 で示すメールマガジンに登録を行うことが要件になります。

2 補助対象事業

Q 1. インターンシップに参加する企業等に要件はありますか。

A 1. 次の要件をすべて満たす企業等が実施するインターンシップが対象になります。
(1) 資本金又は出資金の総額が 30 億円未満であること。
(2) 常時雇用する従業員が 1,000 人未満であること。
(3) 長野県内の事業所等で実施されるインターンシップであること。

Q 2. いわゆる三省合意によるインターンシップでは、令和 5 年度以降インターンシップは汎用的・能力活用型インターンシップと高度専門型インターンシップに分けられていますが、それらの要件を満たさない場合は NAGANO インターンシップ補助金の対象とならないのでしょうか。

A 2. 本補助金においては、インターンシップを「大学生等が在学中に、事業所等において行う就業体験」と定めており、必ずしも「インターンシップの推進に当たって

の基本的考え方」(三省合意)に基づく必要はありません。但し、就業体験の含まれないオープンカンパニー、キャリア教育等の場合は対象外となります。

Q 3. 補助対象事業の要件でインターンシップの実働時間が、1日のインターンシップの場合6時間以上、2日以上の場合1日4時間以上とありますが、休憩時間も実働時間にカウントしてよいのでしょうか。

A 3. 休憩時間も実働時間に含まれます。

Q 4. インターンシップ開始日が2月末日以前で、終了日が3月1日以降となるのですが、補助対象事業とはならないのでしょうか。

A 4. 対象となりません。補助対象事業となるのは、当該実施期間が属する年度の2月末日以前までに終了するインターンシップです。

Q 5. インターンシップ終了日は2月末日以前ですが、大学生等が居住地に帰るのは3月1日以降になります。この場合は、補助対象事業とはならないのでしょうか。

A 5. 対象となります。ただし、交付申請書兼実績報告書をインターンシップが終了した日から起算して30日を経過した日までに長野県知事へ提出しなければならないので、ご注意ください。

Q 6. 国や地方公共団体において実施されるインターンシップは補助対象事業となるのでしょうか。

A 6. 国や地方公共団体単体で実施するインターンシップについては対象となりません。国及び地方公共団体を除く、企業等(第三セクターも含む)で実施されるインターンシップに限ります。

Q 7. 自治体や地域産業・企業での職場実習を組み合わせるインターンシップ・プログラムは補助対象事業とならないのでしょうか。

A 7. 次の要件を満たしている場合は対象となります。

- ① 企画・運営する企業・団体等があること。
 - ② 要綱に規定する事業所等でのインターンシップが交付対象事業の要件を満たしていること。
 - ③ 国や地方公共団体がインターンシップ補助事業として大学生等の交通費又は宿泊費の全部又は一部に対し助成していないこと。
 - ④ 大学や企業が大学生等の交通費又は宿泊費の全部に対し助成していないこと。
- (④について、助成金額を差し引いた金額が支給の対象となります。)

Q 8. 自治体や地域産業・企業での職場実習を組み合わせるインターンシップ・プログラムで、全部で実働3日の日程で、2日自治体、1日企業というような場合は補助対象事業とならないのでしょうか。

A 8. 企業での職場実習が交付対象事業の要件を満たしている場合は、対象となります。事例のように2日自治体、1日企業というような場合は、企業での職場実習が1日のインターンシップの要件である実働6時間以上を満たすときは、対象となります。

1日自治体、2日企業で職場実習というプログラムの場合は、企業での職場実習が2日以上インターンシップの要件である1日の実働時間4時間以上を満たすときは、対象となります。

3 補助対象経費

【共通】

Q 1. インターンシップ実施日の前後2日を超える時期に使用した交通機関や宿泊したホテル等に係る経費は対象となるのでしょうか。

A 1. 宿泊費については、インターンシップの実施期間（前後泊を含む。）のみ対象となります。交通費については、補助金の申請を行うインターンシップに参加する目的での移動に限ります。領収書等に記載された金額について、経路がわかるように、領収書を貼付する用紙に記載してください。虚偽の申請があった場合、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部の返還を求める可能性がありますので、ご注意ください。

Q 2. 実家に帰省をしている期間にインターンシップに参加する場合、居住地から実家を経由して、インターンシップ実施事業所等までの交通費は対象になりますか。

A 2. 実家からインターンシップ実施場所に通うなどインターンシップに参加するために必要であると合理的に認められる場合には、居住地から実家を経由してインターンシップ実施事業所までが対象となります。

Q 3. 県以外の公的な支援機関等が行う他のインターンシップへの補助事業により、本補助金の補助対象となる経費の助成を受ける予定である又は既に受けているが、それとは別にこの補助金の支給を受けることはできるのでしょうか。

A 3. 国や県その他公的支援機関等が行う他のインターンシップへの補助事業により、本事業の補助対象となる経費の助成を受ける予定又は既に受けている場合は、その補助事業による助成金額の大小に関わらず、本補助金の支給を受けることはできません。

Q 4. 大学等から大学生等に交通費や宿泊費の一部が支給される場合は、補助金の支給を受けることができないのでしょうか。

A 4. 大学等から大学生等に補助対象経費に該当する交通費又は宿泊費の一部が支給さ

れた場合は、実際に掛かった経費からその支給額を除いた額が補助対象となります。

Q 5. 大学生等と一緒にインターンシップに参加する友人に頼まれて、実習先までの移動手段について自分の分と友人の分をまとめて申込み、交通費の支払いもまとめて行いました。領収書は大学生等の氏名があて名となっているもの1通しかもらえなかったのですが、対象経費として認められますか。

A 5. あて名に記載されている大学生等本人の交通費のみ対象経費として認められます。友人の分の交通費については、誰が費用を支払い、利用されたものであるか判断できる書類がないため、対象経費として認められません。
共通の領収書として使用することはできません。

Q 6.

【交通費】

Q 1. インターンシップ実施期間中において、実施先には滞在せず、県外の居住地から実施先を往復する場合交通費は対象となるのでしょうか。

A 1. 対象となります。必ずしも実施先に滞在する必要はありません。

Q 2. 自家用車や自転車での移動は補助対象経費にはならないのでしょうか。

A 2. 対象となりません。鉄道、バス、飛行機、船舶やタクシー等、その使用に要した実費経費が客観的かつ正確に判断できる公共交通機関に限ります。

Q 3. 大学生等が行きは居住地から実習先まで合理的、効率的と考えられる経路で移動しましたが、帰りは観光をしたいため行きとは違う経路で移動しました。この場合は、帰りの交通費は対象となるのでしょうか。

A 3. 交通費については、合理的かつ経済的と考えられる経路を通常経路とし、その経路から逸脱している場合は、特別な事情がない限り、通常経路で移動したものとして算出した金額までしか対象となりません。

事例では観光をすることが目的であり、特別な事情とは認められないため、通常経路で移動したものとして算出した金額を超える部分については対象となりません。

Q 4. 居住地から実習先まで移動する際、大学生等が IC カードを利用してもよいでしょうか。

A 4. Suica 等の IC カードの利用については、利用内容がわかる利用履歴等を印字したものを提出してください。

Q 5. 高速バスを利用した場合、支払った場所で発行される領収書でもよいでしょうか。

A 5. コンビニエンスストアなどで支払いをした場合、高速バスの領収書であることがわからない場合があります。乗車した日時、経路、領収金額、予約者（乗車者）がわかる領収書を取得してください。

【宿泊費】

Q 1. インターンシップ受入企業が保有する宿泊施設（社員寮、旅館、ホテルなど）に宿泊した場合、その宿泊費を補助対象経費として計上することは認められないでしょうか。

A 1. 領収書の金額、内容から宿泊費としての合理性を有するものと認められるものに関しては補助対象となります。

Q 2. インターンシップで宿泊したホテル等の宿泊費の中に食費も含まれています。経費の対象となるのでしょうか。

A 2. 食費は対象となりません。ホテル等に支払った金額の内訳において、宿泊費と食費が明確に分けられておらず、それぞれの金額が客観的かつ正確に判断できない場合は、補助対象経費として認められないこともありますので、ご注意ください。

Q 3. 知人宅や親せき宅などの個人宅に宿泊した場合、その宿泊費を補助対象経費として計上することは認められるのでしょうか。

A 3. 認められません。

4 補助金の限度額

Q 1. 2日のインターンシップを実施する職場いきいきアドバンスカンパニーの認証を受けている企業のインターンシップに参加したのち、1日のインターンシップを実施する認証を受けていない企業のインターンシップに参加しました。限度額は、いくらになりますか？

A 1. 職場いきいきアドバンスカンパニーの認証を受けている企業のインターンシップに参加しているため、学生1人当たりの限度額は4万円です。

Q 2. いつの時点で職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業であれば補助限度額が4万円となるのでしょうか。

A 2. 参加したインターンシップ終了日時点で職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業である場合です。

Q 3. 申請回数に制限はありますか？

A 3. 補助金の限度額である3万円（職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業の場合は4万円）に達するまで複数回申請可能です。申請回数に制限はありません。

5 提出書類

Q 1. インターンシップの詳細がわかる書類とはどのようなものでしょうか。

A 1. インターンシップの案内通知や日程表等、インターンシップの実施内容が詳細に記載されており、実働時間がわかる書類を提出してください。

6 補助金の支払時期

Q 1. 請求した補助金は、いつ支払われるのでしょうか。

A 1. 交付決定・額の確定通知書発送後1か月程度を目途に、指定された口座へお支払いいたします。